

北海道告示第10446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年9月20日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アッシュビル、フィール旭川

旭川市1条通8丁目108番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トーテム旭川 代表取締役 金 哲一

旭川市1条通7丁目43番地40

株式会社津山ビル 代表取締役 津山 旭

旭川市2条通5丁目165番地2

三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 坪川 昇司

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置

(変更前) 届出書添付図面「位置図（変更前）」に表示

(変更後) 届出書添付図面「位置図（変更後）」に表示

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(変更後) 24時間

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 24時間

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後6時まで

(変更後) 24時間

(4) 変更する年月日

平成28年4月29日

(5) 変更する理由

ア 一部契約駐車場の契約解除及び新規契約の締結のため

イ 多様化する顧客ニーズに対応するため

2 届出年月日

平成28年4月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年5月20日（金）から平成28年9月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。